真狩村ふるさと応援寄付条例

(目 的)

第1条 この条例は、真狩村のむらづくりに対し心から応援・支援をいただける人々の寄付金を募り、それを財源として寄付者の真狩村への思いを具現化し、多様な人々の参加による個性豊かで、活力あふれる「ふるさとづくり」に資することを目的とする。

(事業)

- 第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具現化するための事業は、次に 掲げる事業とする。
 - (1) 羊蹄山の恵みを大切にする村づくり事業
 - (2) 心豊かであたたかい人づくり事業
 - (3) 歴史的財産の保存・継承事業
 - (4) その他ふるさとの発展に寄与すると村長が認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てることを目的とし、寄付者から収受した寄付金を適正に管理し、運用するため、真狩村ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

- 第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付金を財源 として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。
- 2 前項の規定による事業の指定がない場合は、村長が寄付金の使途を決定するものとする。

(寄付者への配慮)

第5条 村長は、基金の積立、管理及び処分、その他基金の運用に当たっては、 寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の積立て)

第6条 寄付者から収受した寄付金は、基金に積立てるものとする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な

方法により、保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生じる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、第2条各号に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、その全 部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第10条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第11条 村長は、毎年度この条例の運用状況について公表するものとする。

(委 任)

第 12 条 この条例の定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、村長が別に 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。